

平成29年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成29年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月9日（金） 午前9時00分 開会

平成29年6月中川村議会定例会議事日程（第1号追加）

平成29年6月9日（金） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第6	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村一般会計補正予算（第7号）〕
日程第7	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第8	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第9	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕
日程第10	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第11	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第12	議案第1号	中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び中川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第2号	中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第3号	中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第4号	損害賠償の額の決定及び和解について
日程第16	議案第5号	村道路線の認定について
日程第17	議案第6号	平成29年度中川村一般会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第7号	平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第8号	平成29年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程第1 議席の指定

出席議員（10名）

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長 | 宮下 健彦 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 下平 達朗 | 総務課長 | 米山 正克 |
| 会計管理者 | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 井原 伸子 |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司 | 振興課長 | 富永 和夫 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長 | 松澤 広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣
書 記 座光寺 てるこ

平成29年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年6月9日 午前8時59分 開会

○事務局長
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長
おはようございます。
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年6月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長
改めまして、おはようございます。(一同「おはようございます」)
本日は、議員各位におかれましては、ご多忙のところ平成29年6月中川村定例村議会にご参集を賜りましてまことにありがとうございます。
4月の中川村村長選挙では、多くの方々から厚いご支援やご指導をいただきました。大変ありがたく、感謝をしております。自身の能力に疑わしいものでございますけれども、村民の皆様のご期待に応えるべく一生懸命働く所存でございますので、議員の皆様方の一層のご指導、ご鞭撻を何とぞよろしくお願い致します。
今議会は、私にとりまして初めての議会になります。私が考えていること、任期中に重点的に取り組みたいことなどお話をさせていただきたいと思っております。
就任早々になりますけれども、私の公約について、実現したい、こういうことを4年間の中で実現したと思っていることを副村長、教育長初め役場の課長の皆さんに示させていただきました。早速、早期に実現できるものについて、早々に財源を含めてお示しをいただいたものもあります。また、なるべく早く実現したいということで、公約の中で申し述べていたことにつきましても、幾つかの問題点もあわせて指摘をいただいております。
前村政での引き継ぎ事項につきましても、各課係長まで含めて丁寧に説明をいただいております。あと、現場を今見ながら説明を受けておりますけれども、私なりにこのことを見た上で実行をしまいたい、積み残した事業を踏まえて実行をしまいたいというふうに思っております。
村の産業については、前から申しておりますとおり、やはりその柱は農業にあると思っております。おいしく安全な食料を生み出すことを農家はしごく当たり前で考えていると思っておりますけれども、当たり前で生み出す農産物に付加価値をつけて供給することを以前から村は取り組んできました。もう少し工夫をして、消費者の求めるものを形にしていく、そうして売り出していただければいいなというふうに思っております。もちろん、ずっとこれは研究をしてきたことでもありますし、取り組んできたことでもありますので、一朝一夕にできることではありません。消費動向に詳しい大学の研究

者、企業、また地域おこしの研究者も含めまして、農産物をつくる側の農家、こういったことも最終的には巻き込む中で市場調査を行い、消費の動向をつかみ、これをもとにして研究を進めていく、このように考えております。

村には、水稻主体の認定農業者の方、水稻作業受託を含む果樹栽培あわせての複合経営の農家、施設園芸と観光農園あわせた農業者、こういった皆さんがしっかりした経営をしております。また、経営面積の規模は小さくてもファンをしっかりとつかんでいる果樹農家もあります。

しかし、農家の多くは第2種兼業農家です。これらの農家が水田を中心に耕作しながら農地を維持し、地域集落を守る主体になっています。3月には、農作業受託調整、機械利用調整を含めて、これらを農業を合理的にしていこう、こういうことで考えている農事組合法人が生まれております。戸別の農家の支援と地域を維持していく法人組織の育成、この2つが今課題になっておりますので、これをどうするか、将来の目指す姿を想像しながら支援について考えてまいります。

中川村は、米、野菜、果物、すべてにわたってそれぞれの農家が栽培技術を持って品質のよいものが生産されていますが、農家の高齢化、販売価格の低迷が原因で生産量が減っています。特に果樹栽培につきましては、農家の後継者やIターンの若者が後継者として農家の研修、農業研修の後スムーズに就農できる仕組み、このためには圃場が要ります。この圃場の準備と財政支援についてもあわせて研究を進め、実行をしてみたいと考えております。

中川村で働きたい、こういう都会や地方からの若者を中心にして移住を進め、子の皆さんが定住化へつながるような、その施策の一つとして中川村に居ながらにして仕事ができる場所づくりを進めます。当面、複数の方が働く場所をオフィス、事務所として確保するために、上前沢地区の村営住宅の模様がえについて、経験あるコンサルタントの意見を聞きながら、これを進めてまいります。

商業、これは、中川村では分散をしておるわけでありまして、片桐に商業の皆さんがまとまっております。中央地区、中でもチャオにつきましては、付近に片桐診療所、院外の薬局もあります。また、巡回バス路線のハブとしての位置を占めております。このチャオ及び周辺及びこれらの施設を結びつけて、開業時とはいかないまでも、それなりのにぎわいを再びよみがえらせる、こういうふうにしてまいりたいと考えております。関係者と検討をする場を立ち上げて、これを進めてまいります。

村では、人口減少を少しでも緩和させるために結婚・妊娠・出産・子育て支援に力を入れて、人口の自然減の抑制を図るためにさまざまな施策、補助施策をとっておりますけれども、今ある補助施策、これをさらに前に進めてまいります。

東小学校に入学する児童につきましては、生まれた子どもの転入、転出がないものと仮定した場合に、平成33年には1年生が10人、平成34年には9人となる。全校児童も100人を割り、以後毎年10人程度が減っていくという予想を教育委員会から、事務局から示してもらいました。これを少しでも食い止めるため、一つは、今年度、若者専用住宅を中組地区に建設をしてみたいです。住宅10棟を予定をしておるわけで

ありますけれども、生まれてくる子どもの育児に少しでも役立てていただけるように、現行の出産祝い金、これを増額支給をしたいというふうに考えております。増額支給にかかる予算につきましては、後ほど議案第6号で提案させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

子育て中は、子どもの急な病気、けがなどでお医者さんに診てもらう機会が多いため、村の福祉医療は、18歳の高校卒業まで窓口一部負担で、後から本人負担分を、後から負担分を本人にお返しする制度を今続けております。長野県は、平成30年の中ごろをめどにしまして、中学校の卒業まで医療機関の窓口支払いを自己負担のみに済むように拡大をいたします。まず、県の決断に対しまして敬意を申し上げたいというふうに思います。私は、村の対象年齢18歳卒業までをそのままにして、加えて窓口の自己負担なしで受診をできるように、県の動向を見ながら乳幼児医療制度改正を進めます。病院、診療所、歯科医院、薬局等、関係する機関のご了解が第一ですので、この了解の上にスムーズに移行できるように準備をし、進めてまいります。

高齢化が急激に進んでおります。それに伴いまして社会保障費が予想以上に延びているようです。社会保障費の抑制策の一つとして、要支援1・2の認定の皆さんに対する通所型サービスが、現行の通所サービスと多様なサービス、この2つに分けられました。中でも、住民主体による支援を内容とする通所型が新設されましたので、地域力に頼った介護予防の展開をこれから進めていく必要があります。平成30年度から国民健康保険制度が都道府県単位に集約をされます。また、ことしは介護保険も3年ごとの見直しをしまして来年度以降の保険料を決める重要な年になっております。村民の皆さんのわかりやすいように、また、不安を取り除いて安心して介護や医療が受けられるように、丁寧かつわかりやすく説明をし、村民の理解を得られるように進めてまいります。

村は、平成20年に日本で最も美しい村連合に加盟し、むらづくりを進めてまいりました。景観を美しいままに保つために美しい村づくり条例を制定し、建物等、構造物の色など、景観に配慮したものにさせていただくなど、協力をお願いをしてきたところであります。また、表示案内を統一するなど、村も進めてまいりました。このことは引き続き進めてまいります。

加えまして、村の文化的な象徴であります美里の茅葺きの民家、秋の代表的な景観であります渡場のイチョウ並木など、所有者や地域皆さんの、これらは手で維持をされています。美しい村中川村の象徴的な資源として良好な状態で継承し維持するために、全国の皆さんに呼びかけてなかがわ応援基金をつくり、これを原資にして維持していくことができないかをいうふうなことを考えていきたいと思っております。これにつきましては、個人資産に対する助成になることで非常に難しい点があるかと思いますが、まずは検討するところから始めてまいります。

リニアの中央新幹線工事に先立ちまして、資材運搬、トンネル掘削による残土運搬の工事が主要地方道松川インター大鹿線で行われております。この工事とあわせて専用のトンネル工事が始まっております。長野県は、環境状態測定車を配置しまして二

酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動など、調査しておりますけれども、本線のトンネル工事が本格化すると沿線住民の日常生活と生活環境に影響があるのは非常に心配されるところであります。安心して安全な住民生活、自然・生活環境が保障されるようにJR東海に要求し、運行等に関する協定を結んでいくようにしてまいります。

このほかにも本年度中にやらなければならないこと、地域防災計画の見直しがあります。原子力発電所被災の折の放射能等からの避難等、これを加えていく必要がございます。また、避難勧告や避難指示等の発令時の見直し、これもあわせて行い、住民の皆さんにしっかりと、この時期等について説明していく必要があるというふうに思っております。

化石燃料を減らして再生可能エネルギーの利用を進めてまいります。

まず、小水力の利用調査費を今年度の議案第6号で予算計上いたしましたので、こちらでも審議をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、木質バイオマスの活用については、憩いの家への薪ボイラーの設置について、もう少し検討を加えたいと思っております。中川村森林バイオマス活用構想にあるように、木を間伐するなどして切り出し、運搬し、消費する箇所に届ける仕組み、供給木材量及び買い取り、そして販売する価格等の見直しなど、総合的に考えてまいりたいと思っております。

これらの施策を進める上につきましては、住民の皆様提案をし、議論し、必要に応じてある程度の改良、修正が必要になるやもしれませんが、この手法をもって一つ一つ進めてまいります。

6月村政を進める上での重点として取り組むこと、進める上での手法について、主なものについて申し上げます。

議員の皆様のご審議を、何とぞご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 ここで追加日程第1として議席の指定を行います。

今回当選された飯島寛議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって2番に指定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により9番 村田豊議員及び1番 高橋昭夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月9日から20日までの12日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第8号までの承認案件につきまして、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

続いて、議案第1号から議案第3号までの条例案件、議案第4号及び議案第5号の一般議案、議案第6号から議案第8号までの補正予算につきましても、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

12日は委員会の日程としますので、請願・陳情の負託を受けた委員会は、その中で審査をお願いいたします。

13日から15日までは議案調査といたします。

16日及び19日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

最終日の20日は、午後2時から本会議をお願いし、請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら、上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、人事案件などが追加予定されておりますが、追加議案につきましては、当日の日程でお知らせをし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

議会全員協議会につきましては、12日の午後及び20日最終日の本会議閉会後に行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、ご承知おきください。

以上が本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から6月20日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の早期実施を求める意見書、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と核兵器廃絶の平和外交の推進を求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について説明を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

まず報告第1号の説明を求めます。

次に報告第2号の説明を求めます。

報告第1号 平成28年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

平成28年度中川村一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)に定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

裏面、繰越明許費繰越計算書をごらんください。

2款 総務費のうち地方創生推進事業は、平成28年度国の補正予算に係る地方創生拠点整備交付金関連事業で、お試し住宅とシェアオフィスの整備を行うものであります。交付決定が2月下旬であったことから、2つの事業の総額6,796万円、全額を繰り越しました。

戸籍住民基本台帳費は、平成28年度国の通知カード、個人番号カード関連事務に係る交付金で、国が現在の個人番号カードの発行状況に鑑み交付決定額の一部を繰り越すよう指示のあった39万3,000円を繰り越しました。

6款 農林水産業費、農業振興事業は、平成28年度国の担い手確保経営強化支援事業で、農業用パイプハウスの建設工事において資材の調達が年度内に間に合わなかったということで1,688万5,000円を繰り越しました。

8款 土木費、村道新設改良事業は、村道改良事業間柱北林線ほか4路線で、工事内容の変更と起債額と工事費との割り振り調整に時間を要したことにより、合計7,208万円を繰り越したものであります。

村営住宅建設事業は、若者住宅の建設に当たって計画変更により面積の確定がおくれたため、用地取得費700万円を繰り越しました。

以上、翌年度繰越額の合計は1億6,431万8,000円となります。

以上、報告をいたします。

報告第2号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するのですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては平成28年度の事業報告及び決算並びに平成29年度の事業計画及び予算について、過日、理事会におきまして承認いただいている旨をご報告申し上げます。

詳細につきましては、場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○総務課長

○建設水道課長

○議長

[中川村税条例の一部を改正する条例の制定について]

及び

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

[中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]

を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 専決第2号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律及び政令等がこの3月31日に公布され、それに伴い中川村税条例の一部を改正する条例も3月31日で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

例規集は第1巻1751ページからとなります。

お手元にA3横長の資料をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、軽自動車におけるグリーン化特例の見直し、固定資産税等の特例措置の見直しが主なものです。

それでは、資料に沿ってご説明申し上げます。

資料2ページをごらんください。

税条例第62条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合は、法律改正に合わせ、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定の新設となります。

次に資料の4ページをお願いいたします。

制定附則の第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合はわがまち特例の割合を定める規定ですが、法律改正に合わせて第10条の2第13項は企業主導型保育事業に係る固定資産についてわがまち特例の割合を定める規定の追加となります。

次に資料の5ページをごらんください。

制定附則第16条、軽自動車税の税率の特例についてです。軽自動車税のグリーン化特例が排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、適用基準を厳しくした上で2年間延長されます。

今回の見直しの対象及び軽減割合について資料の最終ページに一覧を掲載しており

ますのでごらんください。

左側の表は平成 29 年度の区分と軽減率で、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに取得した軽自動車対象となります。今回の改正で右側の表のとおり区分が変更となりました。対象となるのは平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに取得した軽自動車で、取得をした翌年度のみ軽自動車税が軽減をされます。

次に資料の 6 ページをお願いいたします。

制定附則第 16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例は、軽減対象者に係る軽自動車税の額に不足が生じた場合の規定を新設したのになります。

次に資料 8 ページをごらんください。

附則第 5 条の平成 26 年条例第 11 号中川村税条例等の一部を改正する条例の附則第 6 条と附則第 6 条の平成 28 年条例第 12 号中川村税条例等の一部を改正する条例の附則第 1 条の 2 及び第 2 条は、先ほどご説明いたしました制定附則第 16 条の軽自動車税の税率の特例が改正されたことに伴い改正附則において規定の整備を行っております。

これらが主な改正となりますが、そのほかの項ずれの措置、字句の修正、規定の追加など、規定の整備につきましては資料及び新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

施行期日は平成 29 年 4 月 1 日からとなっておりますが、附則第 5 条につきましては公布の日からとなります。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、専決第 3 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令がこの 2 月 22 日に公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めますのでございます。

例規集は第 1 巻 2051 ページからとなります。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5 割軽減の対象となる世帯は 26 万 5,000 円から 27 万円に、2 割軽減の対象となる世帯は 48 万円から 49 万円に引き上げを実施するものでございます。

施行期日は平成 29 年 4 月 1 日です。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。

これから採決を行います。
まず承認第 1 号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。
次に承認第 2 号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。
お諮りします。

日程第 6 承認第 3 号から日程第 11 承認第 8 号までの承認案件 6 件につきましては、平成 28 年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議 長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。したがって、
日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）〕

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）〕

日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）〕

日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 28 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）〕

以上の 6 件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副 村 長 それでは、専決第 4 号 平成 28 年度中川村一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

第1条で予算の総額に2,551万円を追加し、予算の総額を36億8,191万円とするものであります。

繰越明許費の補正は第2表 繰越明許費補正で、地方債の補正は第3表の地方債補正により平成29年3月31日に専決処分をしたものであります。

この補正は、額の確定、最終実績等によるものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正であります。変更でそれぞれ額の変更を行うもので、補正前の合計額が1億4,613万円ですが、これを1億4,704万円に91万円の増額をするものでございます。

7ページの第3表 地方債補正は変更で、事業費の確定によりまして補正前の限度額の合計5,060万円を5,110万円に50万円増額するものでございます。

10ページをお願いします。

2の歳入でございます。

村税につきましては実績による計上でありまして、村民税で378万8,000円の増額となります。

11ページ、地方譲与税であります。額の確定に伴いまして増額するもので、おおむね平成27年度末の額と等しくなりました。

次ページの利子割交付金以下で特徴的なものをご説明させていただきます。

16ページをごらんください。

12款 地方交付税で2,693万7,000円の増額であります。特別交付税で3月交付額の決定によるものであります。

平成28年度の特別交付税の総額は1億693万7,000円で、平成27年度との比較では1,082万8,000円の減額となりました。要因は、平成27年度には自主放送設備のケーブルテレビに対する負担金に対する交付税措置がありましたが、この負担金がなくなった、皆減となったことなどによるものでございます。

18ページをお願いします。

14款 分担金及び負担金であります。この分担金のうち農林水産業費の分担金が1,093万5,000円の更正減でございますが、県営事業の分担金で片桐地区の県営事業の事業費の縮減によりまして分担金も減額となります。

以下、村債まで実績等により計上いたしましたものであります。

30ページをお願いします。

歳出であります。歳入同様、事業の実施状況による額の確定見込みによるものであります。予備費以外、各費目ごと節間での調整はございますが、すべて減額補正であります。

以上、ご承認いただきますようお願いいたします。

特別会計は担当課長からご説明いたします。

それでは、私のほうから保健福祉課所管の3会計についてご説明を申し上げます。

なお、いずれも事業の実績に合わせるものでありますので、事項別明細書による要

点のみ説明をさせていただきます。

まず、専決第5号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、予算の総額を5億6,630万円とするものであります。

8ページからの歳入であります。国保収入の見込みが確定し、一般被保険者分、退職者分、合わせて7万8,000円の増額となります。

9ページの国庫支出金は、療養給付費等負担金と財政調整交付金とを合わせて1,451万7,000円の増額。

10ページの療養給付費交付金は7万9,000円の減額となります。

11ページの県支出金では、財政調整交付金が全体で289万1,000円の増額となりました。

12ページの共同事業交付金は、高額療養費、保険財政共同安定化を合わせて1,221万1,000円の減額です。

14ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金が出産育児一時金の実績により84万円減額となります。

続いて17ページからの歳出ですが、1款の総務費から27ページの11款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減であります。

28ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

続きまして専決第6号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ1,380万円を減額し、予算の総額を5億9,820万円とするものです。

5ページからの歳入であります。保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定し111万円の増額となります。

6ページの国庫支出金は、調整交付金の額が確定したことと地域支援事業の事業費減に伴うもので、全体で172万6,000円の減となります。

7ページの支払基金交付金は対象事業費の減によって45万円の減額。

8ページの県支出金も対象事業費の減のため20万6,000円の減額です。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については、介護サービス給付費及び事務費等が確定したため526万円の減額となります。

また、介護サービス給付費が見込みを下回ったため介護給付費準備基金からの繰り入れは行わないことといたしました。

12ページからの歳出であります。基金積立金を除き、1款の総務費から18ページの8款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

16ページの基金積立金ですが、介護サービス給付費費が見込みを大きく下回ったため介護給付費準備基金に200万円を積み立てるための増額補正で、このことにより基金の年度末残高は1,700万円となります。

○保健福祉課長

19 ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

次に専決第7号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ28万1,000円を減額し、予算の総額を4,981万9,000円とするものであります。

6ページからの歳入であります、保険料では収入額が確定し16万8,000円の減額となります。

7ページの繰入金では、事務費分10万9,000円が減額となります。

10ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減であります。

11ページの後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入分として11万3,000円の減額となりました。

以上、3会計とも平成29年3月31日に専決処分いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

承認第7号及び第8号についてご説明いたします。

まず、承認第7号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ275万8,000円を減額し、総額

9 3 d 0 翻 翻 　　ま

いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものといたしましては、5ページ、歳入の関係ですけれども & 100万円を追加し、6ページお願いいたします。使用料も現年分、滞納繰越分、合わせて219万2,000円、手数料10万円を増額しました。これらに伴いまして、7ページ、一般会計からの繰入金を600万円減額いたしました。

9ページの歳出ですが、地方公営企業法適用委託料の請負差金や消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で400万3,000円を減額し、電気料や修繕料などの需用費や公共ます設置工事費など、実績により維持管費総額で339万3,000円を減額したものであります。

続きまして承認第8号をお願いいたします。

平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてですが、今回の専決補正では、既定の歳入歳出から491万円を減額し、総額を1億2,209万円といたしました。

いずれも実績に応じて増減したのですが、主なものとしましては、5ページをお願いいたします。

5ページの歳入ですが、負担金の収入に70万円を追加し、6ページ、使用料も現年分、滞納繰越分、合わせて42万円、手数料2万円を増額しました。これらに伴いまして、7ページの一般会計繰入金は600万円の減額としました。

9ページの歳出ですが、消費税及び地方消費税確定等に伴い総務費で70万4,000円を減額し、電気料や修繕料などの需用費やコンポスト処理施設負担金など、実績により維持管理費総額で500万7,000円を減額したものであります。

○水道課長

○議 長 以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第3号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に承認第4号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に承認第5号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に承認第6号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に承認第7号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に承認第8号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

日程第12 議案第1号 中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び中川村個人情報保護

条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明いたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い本案を提出するものであります。

法律改正の趣旨は、マイナンバーカードの普及率の向上対策として申請方法の多様化を図ろうとするものであります。

第1条につきましては、中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するもので、例規集は1巻391ページの41であります。特定個人情報の提供に関する定めについて、法律改正に伴う条文の号のずれを修正するものであります。

第2条は、中川村個人情報保護条例の一部を改正するもので、例規集は1巻473ページの13であります。特定個人情報に関する措置について、法律改正に伴う条文のずれを修正するものであります。

条例の適用は改正法と同じ平成29年5月30日からであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第2号について提案説明いたします。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い本案を提出するものであります。

例規集は1巻611ページからであります。

新旧対照表をごらんください。

第2条の2は新たに追加された条文で、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子などを加えるものであります。

第3条は一度休業した後に再度の申し出を行うことができる特別な事情を定めるものであります。

3月議会におきまして中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正を行い、育児休業等に係る子の範囲の拡大を行ったところであります。本条例改正も同様の内容であります。適用時期につきましても同様に平成29年4月1日からとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第3号について提案説明いたします。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い本案を提出するものであります。

例規集は2巻1721ページからであります。
 新旧対照表3ページをごらんください。
 第5条第3項は補償基礎額の加算措置を定めておりますが、その加算額を改正するものであります。

また、あわせて字句、用語の修正を行うものであります。
 施行については平成29年4月1日から適用するものであります。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第15 議案第4号 損害賠償の額の決定及び和解について
 を議題とします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第4号について提案説明いたします。
 公用車の管理による損害を賠償し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものであります。
 事故の発生日時は平成29年3月13日、午前11時20分ころ。
 事故の発生場所は中川村大草4048番地1付近、村道交差点。役場の北東に当たる交差点であります。
 相手方の住所、氏名、被害車両は記載のとおりであります。
 事故の概要は、信号機がなく東方側に一時停止表示のある交差点を直進した際、左方向から直進してきた相手車両の右側面と衝突したものであります。
 損害賠償額は21万6,800円であります。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番 (村田 豊) 事故当時の右側、相手の右側ということですが、運転席側だと思えますが、事故当時に障害等が生じなかったか、あとは、また後で後遺症等が出ていないのかどうかお聞きしたい。

○総務課長 幸い、そうした体への影響はなかったということでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 これで質疑を終わります。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第16 議案第5号 村道路線の認定について
 を議題とします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 それでは、議案第5号 村道路線の認定についてご説明いたします。
 提案理由は、道路法第8条第2項の規定により村道路線を認定するため本案を提出するものであります。
 今回認定する路線は、別紙のとおり、路線名が中組東線、起点の大草4625-1から終点の大草4615までの延長80.00m、幅員5.00~6.00mの道路で、場所は添付をいたしました資料1の中ほど、3-484と表示した起点のところとなります。村道中組東線から村営住宅建設予定地までです。
 この路線につきましては、村営住宅の建設に当たり建築基準法第43条に基づく道路が道路法による道路と明記されており、新たに村道路線として認定するものでございます。
 以上、よろしくご審議のほどお願をいたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

○議長 討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第17 議案第6号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第1号）
及び
日程第18 議案第7号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第17 議案第6号及び日程第18 議案第7号を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副村長 議案第6号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。
第1条で予算の総額に1,750万円を追加し、予算の総額を34億5,550万円とするものであります。
地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。
今回の補正は、4月の人事異動による人件費の変更、当初予算編成後に国、県の補助事業採択の見込みとなったもの、村長公約に基づき実施するもの、また、学校施設の管理に対応するものなどが主なものでございます。
4ページをお願いします。
第2表 地方債補正は追加と変更で、追加で起債の目的にあります過疎対策事業債ソフト分で林道の橋梁点検診断事業で中央自動車道にかかる林道宮の沢線宮の沢橋の点検診断を行うため250万円を、過疎対策事業債で農地耕作条件改善事業、西原地区の水源対策に対するの事業に70万円、計320万円の追加を行うものであります。変更は、過疎対策事業債分で林道改良事業銭峯線は事業費の減額に伴い限度額1,080万円を680万円に減額し、東西小学校職員室エアコン更新事業は事業費の増額に伴い540万円を930万円に追加し、追加と変更では310万円の増額となります。
7ページをお願いします。
歳入であります。
14款 分担金及び負担金の農林水産業費の分担金は200万円の追加で、団体営事業、西原での事業に対する分担金で、事業費800万円の25%相当分の地元負担となります。

8ページをお願いします。
17款 県支出金であります。総務費の県補助金は286万5,000円の追加で、地域発元気づくり支援金の事業採択の見込みとなったことによるものであります。以下、記載のございます村づくり事業以下の事業に充当をするものであります。
次に農林水産業費の県補助金は259万9,000円の追加であります。農業費の補助金は小水力活用の案件形成支援に10分の10の定額補助で200万円を、西原地籍での団体営事業800万円に対して国が55%、県10%の補助で520万円を計上いたしました。
林業費の補助金、減額でございますが、農山漁村地域整備交付金は林道銭峯線の採択事業費の減額と宮の沢の宮の沢橋の点検診断の追加の差し引き分となり460万1,000円の減額であります。
9ページであります。
繰越金であります。繰越金は508万5,000円の増額であります。歳出財源の確保とするものでございます。
10ページをお願いします。
諸収入、雑入は185万1,000円の追加であります。
総合賠償補償保険金は、先ほど議案でお認めをいただいたものでございます。
消防団員退職報奨金は、当初見積もれなかった退団者の増加によるものであります。
コミュニティー助成事業は宝くじの収益還元金で、消防団の非常備の整備に充てるものでございます。
11ページをお願いします。
23款の村債であります。4ページの地方債の補正で説明した内容でありますので、よろしくをお願いします。
12ページをお願いいたします。
歳出であります。各費目にわたりまして人件費にかかわるものがございまして、4月の人事異動、また職員採用に伴うもので、説明は省略させていただきます。
主要なものの説明とさせていただきますが、15ページをお願いいたします。
2款 総務費の自治振興費で200万円の追加であります。地区集会施設及び周辺整備の補助金であります。各地区の要望を取りまとめたところ6地区から要望がございまして、当初予算に不足が生じるための追加であります。主な補助の対象としての内容は、駐車場の舗装や床のフローリング化などでございます。
16ページをお願いします。
選挙費であります。村長選挙費は4月23日に執行をいたしましたけれど、精算に伴い不用額を減額し、村議会議員の補欠選挙につきましては無投票となり、同様に不用額を減額するものでございます。
18ページをお願いします。
民生費でございます。一番下の児童福祉施設費262万5,000円の追加であります。失礼しました。
その上の児童福祉費の89万円の追加であります。扶助費で出産祝い金の追加であり

ます。中川村出産祝金交付要綱に基づく交付額の引き上げに要するもので、7月1日以降に生まれた子の父母に対して、現行、第1子2万円を5万円に、第2子5万円を8万円に、第3子以降8万円を10万円に引き上げるための費用であります。

19 ページをお願いします。

保育所費であります。このうち需用費につきましては片桐保育園の厨房の修繕であります。

18の備品購入費につきましては、同様に片桐保育園の厨房用冷凍冷蔵庫が老朽化により使用が思わしくなく、1台を購入するものであります。

児童クラブ運営費につきましては4万1,000円ですが、老朽化に伴い掃除機を購入するものであります。

20 ページをお願いいたします。

衛生費の中ほどの保健事業1万円ですが、元気づくり支援金を活用しまして信州ACE（エース）プロジェクトの講師謝礼をお願いするということで計上いたしました。信州ACE（エース）プロジェクトっていいものは、県民の健康増進を図る運動の総称ということでございます。

21 ページをお願いします。

ごみ処理事業112万8,000円の追加ですが、元気づくり支援金を活用しまして景観に配慮した不法投棄禁止看板の設置を行うものであります。現行の予算と合わせまして約100本ほどの購入の予定でございます。

22 ページをお願いいたします。

6款 農林水産業費の農地総務費200万円の追加であります。小水力等農村地域資源利活用促進事業委託料で、南向土地改良組合用水路以下3カ所で事業の可能性について調査をするための委託料であります。

団体営農地事業は800万円の追加で、西原地区の水源ポンプ更新のための委託料、工事請負費の費用でございます。

その下の農業集落排水事業費100万円は農業集落排水事業特別会計への繰入金となります。

23 ページ。

林道改良事業でございますが、596万1,000円の減額であります。これにつきましては、林道銭峯線の整備について単年度の実施予定でありましたが、国の予算の都合で複数年での配分となることから減額をするものであります。

新規の橋梁点検診断は、先ほど申し上げました中央自動車道にかかる林道宮の沢線宮の沢橋の点検診断が事業採択されることとなったための追加であります。

ちょっと飛んでいただきまして26ページをお願いします。

9款 消防費であります。非常備消防費で195万6,000円の追加であります。このうち備品購入費につきまして、コミュニティー助成事業の採択となったことから、ラッパ班のドラムセットなど10点ほどを購入するものでございます。

28 ページをお願いします。

10款 教育費の小学校管理費は413万9,000円の追加であります。

エアコンの取り付け関係につきましては、当初予算で計上したところでありますけれども、学校全体の電気使用量が多くトランスの変更が必要となるための追加でございます。

舗装工事につきましては、雨天時の児童の雨対策、降雪時、雪降りのときの除雪の不便解消のために行うものであります。

西小学校管理費につきましては453万7,000円の追加であります。

エアコン設置は東小学校と同様の理由によるものであります。

舗装工事は、給食配送用の安定した運行のため、校舎西側の通路部分について舗装を行うものであります。

ちょっと戻りますが、賃金であります。日本語支援員賃金74万円ですが、当初見込めなかった中国籍の児童が来日したことにより児童支援のためでございます。

備品購入費につきましては、加配職員の増加により1台購入するものであります。

中学校管理については80万3,000円の追加であります。

修繕料は学校施設の維持管理上の必要により計上し、パソコン購入につきましては、西小と同様、職員の増加などにより2台を購入するものであります。

以上、主だったことを説明させていただき、30ページの予備費であります。収支の調整を行うために46万5,000円を計上したところであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

議案第7号について提案説明いたします。

平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額を1億3,700万円とするものです。

歳入は、1ページにありますように一般会計からの繰入金100万円の増額を行います。

歳出は6ページをごらんください。

総務費は、7901の総務費は、手当等の減額及び臨時職員の賃金を計上し、107万6,000円を増額。

7ページ、予備費を7万6,000円減額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議 長 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず議案第6号の採決を行います。
 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第7号の採決を行います。
 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 日程第19 議案第8号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○建設水道課長 議案第8号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)について提案説明
 いたします。
 今回の補正は、収益的収支では総係費の不足を計上するものです。
 予算書本文第2条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に231万7,000円を追加
 し、総額を1億1,531万7,000円とするものであります。
 収益的収入の補正は行いませんが、収支では、収入が支出を上回っているため、資
 金不足となることはありません。
 また、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費
 を231万7,000円増額し1,712万4,000円とするものです。
 9ページ、予算実施計画明細書をごらんください。
 収益的支出では、営業費用の総係費は職員異動等に伴う職員の給料、手当で231万
 7,000円を増額します。
 以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフ
 ロー計算書、29年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますの
 で、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 これで本日の日程は全部終了しました。
 本日は、これで散会とします。
 お疲れさまでございました。
 ○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
 [午前10時30分 散会]